

〈論 説〉

負債・持分識別問題の変遷とその論点(2)

山 田 純 平

I はじめに

II 負債・持分識別問題の認識《第1期》

- (1) 概念フレームワーク (SFAC 6)
 - (2) 討議資料『負債証券と持分証券の識別ならびに両者の性格を持つ金融商品の会計』
 - (3) 小括
- (以上、前回まで⁽¹⁾)

(4) 討議資料に対するコメント

III 負債・持分識別問題の複雑化《第2期》

- (1) 公開草案の概要
- (2) 公開草案に対するコメント
- (3) 基準書150号

IV 負債・持分識別問題に関する包括的な検討《第3期》

- (1) Basic Ownership Approachを提案する理由
- (2) 持分と負債の定義
- (3) Basic Ownership Approachに対するコメント

V おわりに

(1) 山田 [2010] 参照。

Ⅱ 負債・持分識別問題の認識《第1期》(承前)

(4) 討議資料に対するコメント

まずは、前回取り上げた討議資料に対して、どのようなコメントがなされたかについてみてみたい。討議資料に対する104通のコメントは、総じて現行のフレームワークや実務を支持しているものが多かった。このことは、概念フレームワークとは異なる考え方に対するコメントによく表れている。ここでは、「持分は負債や資産から独立に定義すべきであるか?」という質問(Issue 2.7)に対するコメントをみてみよう。コメントをまとめると以下の表1のようになる。

表1 持分を独立に定義すべきか

独立に定義しない（資産と負債の差額とする）	71件（68.3%）
独立に定義する	13件（12.5%）
不明	20件（19.2%）

表1から、コメントの多くは、持分を独立に定義するのではなく、資産と負債の差額とする現行のフレームワークを支持していることがわかる⁽²⁾。例えば、Arthur Andersenは、「持分は資産から負債を引いたものとして定義し続けるべきである。概念ステートメントにおける要素の定義を用いて金融商品を分類すべきであり、金融商品の法的形式を用いるべきではない」とコメントしている(FASB [1993], p.231)。

それに対して、持分を独立に定義するというコメントは13件あった⁽³⁾。ここ

(2) この見解をとる代表的なコメントは、2 AIMR, 6 AcSEC, 14 AA, 19 PW, 32 EEI, 36 Coopers, 97 EYなどである。なお、番号はコメント・ナンバーである（以下同じ）。

(3) この見解をとるのは、1 Deloitte & Touche, 24 Illinois CPA, 31 Ohio Edison, 35 Sonat, 44 US Department of Transportation, 48 Willis Smith, 49 CPC, 54 NAB, 63 Commonwealth, 74 Continental Bank, 88 Pacific Telesis, 94 Albright, 99 NYSSCPAである。

では、その代表的なものとして、Deloitte & Touche（以下、Deloitteとする）の見解を取り上げてみたい（FASB [1993], pp.113-114）。

Deloitteは、絶対的な残余持分（absolute residual equity）⁽⁴⁾ とその他の（優先的な）持分を区別すべきだとしている。残余持分とその他の持分を区別するのは、SFAC 6で示されている負債と持分の区別が徐々に意味を持たなくなっているからだという。その背景として、両方の性格を持った金融商品が普及していることや他の証券と比べて特別な権利や優先権を持った金融商品が増大していることがあげられている。

その一方で、残余持分の重要性は、その独特さと普遍性に由来するという。独特さというのは、他の請求権がすべて返済された後に残った資産に対してのみ無制限に残余持分が参加できることを意味しており、普遍性は、どの企業体にも残余持分が存在することを指している。

残余持分とその他の持分を区別することにより、利益計算にも影響が及ぼされる。負債や優先株式に関する利息や配当は利益の控除項目とされ、残余持分に帰属する利益が算定される。残余持分に帰属する利益は、企業体の損益計算の焦点として役に立つと考えられる。

このDeloitteの見解は、残余持分を独立に定義している点で、概念フレームワークの考え方とは異なっている。しかしながら、残余持分の重要性を主張している点で、後述するFASBの予備的見解と共に、注目すべき見解といえよう⁽⁵⁾。

もうひとつ、現行の実務を支持しているコメントとして、コール・オプションの会計処理を取り上げてみたい。討議資料では、「企業体が自社の株式を一定の金額で発行することを義務付ける株式購入ワラントや従業員ストック・オプションのような金融商品は、負債証券かそれとも持分証券か？」（Issue 2.3）という質問をあげている。この質問に対するコメントをまとめると、以下の表2のようになる。

(4) ほとんどのケースにおいて、残余持分は普通株主の持分とされる。

(5) ただし、Deloitteのコメントでも、コール・オプションは残余持分以外の持分とするとしているので、その点は異なる。

表2 コール・オプションの会計処理

持分とする (View 1)	75件 (72.1%)
負債とする (View 2)	5件 (4.8%)
不明	24件 (23.1%)

表2から、ほとんどのコメントが、コール・オプションを持分とする当時の実務を支持していることがわかる。また、負債とする見解を支持したコメントには、個人のコメントが多く、当時はそれほど影響力を持っていなかったと思われる⁽⁶⁾。

以上のように、討議資料では、概念フレームワークを前提としないアプローチや現行の実務とは異なる会計処理が提示されていたが、コメントの多くは、現行のフレームワークや実務を支持していた。ただし、注意すべきは、少数ではあるが、持分を独立に定義するアプローチを支持するコメントがあったことである。

これらのコメントを受け取った後、FASBは1991年3月25日と26日に公聴会を開くが、負債・持分識別プロジェクトの中止を決定する。中止したのは、それと同時に行われていた金融商品のプロジェクトに専念するためとされている。

III 負債・持分識別問題の複雑化《第2期》

1996年12月、FASBは負債・持分識別プロジェクトを再開する。そこで議論の成果が2000年に公表された公開草案である⁽⁷⁾。

(6) 負債とする見解を明示したのは、40 Petersam, 55 WSCPA, 81 North Carolina State University, 94 Albright, 103 Bohanである。

(7) 公開草案を取り上げた文献として、樋田【2003】を参照。なお、この公開草案は、個別の問題を扱った部分と概念フレームワークの負債の定義を扱った部分とに分かれているが、コメントも含めて両者は共通しているところが多いので、ここでは主に個別の公開草案を取り上げることにする。

(1) 公開草案の概要

公開草案でなされている提案のうち、ここでは負債の定義の改訂について取り上げることにしたい (Issue 3)⁽⁸⁾。概念フレームワークの定義により、負債として分類されるためには、将来において資産やサービスを引き渡す義務が必要であった。言い換えると、資産やサービスの引き渡しに該当しない自社の株式を発行する義務はすべて持分とされていた。ところが、この公開草案では、自社株を発行する義務であっても、負債とする場合があることを要求している。

自社株を発行する義務であっても負債とする場合というのは、所有関係の確立がないときである。例えば、100,000 ドルの価値の持分証券を発行する義務は、その価値が一定であるために、所有主との関係というよりも、貸し手と借り手との関係に近いと考えられる。したがって、この場合は、所有関係の確立は認められずに、自社株を発行する義務であっても負債とされる (par. 138)。

こうした所有関係の確立を判定するために、公開草案は、義務の貨幣価値という概念を持ち出している。義務の貨幣価値とは、満期に決済するときに、金融商品の保有者に引き渡さなければならない価値と定義される (FASB [2000a], p. 129)⁽⁹⁾。義務の貨幣価値が、発行株式の公正価値と同額・同方向に動く場合に限り、所有関係が確立しているとみなされる (par. 4)。先に触れた100,000 ドルの価値の持分証券を発行する義務は、発行株式の公正価値と無関係に貨幣価値が一定なので、所有関係は確立しないということになる。

これ以外に所有関係の確立が問題となるのは、差額を株式で決済するプット・オプションである。差額株式決済のプット・オプションを発行した企業は、株価が行使価格よりも下落した分だけ、自社株で補てんしなければならない。この場合も、自社株で決済する義務ではあるが、プット・オプションの貨幣価値

(8) 例えば、複合的な金融商品を負債部分と持分部分に分けること (Issue 2) や強制的に償還される株式を負債とすること (Issue 4)、非支配持分 (少数株主持分) を持分の一項目とすること (Issue 7) などが提案されている。

(9) 公正価値は、その時点において支払う金額であるのに対して、貨幣価値は満期日において支払う金額であるとして、両者を区別している (par. 183)。

が発行株式の公正価値とは反対方向に動くことから、所有関係は確立せずに負債とされる（par. 66）。

なお、公開草案では、差額株式決済のプット・オプションだけではなく、現物で決済するプット・オプション（プット・オプションが行使されたときに、一定の価格で自社株を買い取る義務）の取扱いも変更している。現物決済のプット・オプションは、これまでの基準では持分とされていたが、この公開草案では負債とされた（par. 66）。この変更は、資産を引き渡す義務というこれまでの負債の定義を適用した結果であるが、後述するように反対するコメント・レターも出されている。

(2) 公開草案に対するコメント

ここでも負債の定義の改訂に対するコメントを中心にみていきたい。この公開草案に対しては、66件のコメントが寄せられている。コメントの結果をまとめると表3のようになる⁽¹⁰⁾。

表3 所有関係の確立がない金融商品を負債とする改訂に賛成か

改訂に反対（現行の実務を支持）	33件（50%）
改訂に賛成	10件（15.2%）
不明	23件（34.8%）

表3からは、改訂に反対するコメントが半分を占め、との半分が賛成と不明となっていることがわかる。

改訂に反対する見解の多くは、現行の実務（EITF 00-19）を支持している。

(10) 公開草案では、(a) 自社株の発行により決済される義務であっても、負債として分類される場合があることに賛成か、(b) 所有関係が確立されない金融商品を持分として分類しないことに賛成か、(c) 持分証券で決済される義務を、持分と負債に分類する方法は適切かという質問をしている。コメント・レターでは必ずしもそれぞれの質問に回答しているわけではないので、ここでは一括して負債の定義の改訂に賛成か反対かを見るところにする。

EITF 00-19では、①義務を履行するために資産などの引き渡しがあるかどうか、②金融商品の保有者が普通株主の保有者よりも多くの権利をもっていかないかどうか⁽¹¹⁾で負債と持分の識別を行っている (41 Baxter International, 43 ISDA)。

この考え方のもとでは、自社株の引き渡しにより決済される義務は、発行時に受け取った金額を永久に手元におくことができるところから持分になるという (43 ISDA)。したがって、自社株で決済される義務は、どんな形であろうと、持分とされる。

それに対して、改訂に賛成するコメントは主に現金決済と株式決済の代替性を論拠としている⁽¹²⁾。例えば、AIMRは、一定の金額の株式で義務を決済する場合、企業体は持分証券を通貨のように用いていることから、負債とともに賛成している (47 AIMR)。

なお、公開草案では、所有関係の確立という概念を用いて、負債と持分の識別をしていたが、この所有関係の意味について疑問視するコメントが何件かみられた⁽¹³⁾。例えば、NYSSCPAは、公開草案であげている所有関係という意味以外に、議決権や配当、リスク・ベネフィットなどを考慮する必要があるとしている (14 NYSSCPA)。

(11) 金融商品の保有者が普通株主よりも多くの権利を持っていないかどうかをみると creditor's approachと呼んでいます。このcreditor's approachは、「もし金融商品の保有者が破産時に普通株主（残余請求権者）と同じように扱われる場合、その金融商品を持分証券と分類する」(43 ISDA) というものである。清算・破産時に最劣後の請求権は持分とする予備的見解（後述）に似ていますが、creditor's approachは破産時に返済されるかどうかを問題としているのに対し、予備的見解では清算時に最劣後かどうかを問題としている。

(12) この10件のコメントは、1 Sternfield, 3 NVCA, 5 Noling, 9 ABA, 30 Maryland Association of CPAs, 47 AIMR, 48 R.G Associate, 56 Williams, 57 Corning, 61 PWCから出されている。

(13) 負債の定義を見直すことには賛成しているが、所有関係の確立という規準に対して反対しているコメントは表3では不明とした (14 NYSSCPA, 27 Bank of America, 52 Council of AICPA, 60 Deloitte)。これらのコメントも賛成に含めれば、もう少し賛成の割合は増えるであろう。

もうひとつ、現物決済のプット・オプションを負債とすることが提案された。この点は、負債の定義を確認したことになるが、反対するコメントもいくつかあった。例えば、現物決済のプット・オプションは、自社株の最購入プログラムにおける全体のコストを減らすために用いられる金融商品であるから、プレミアムは自社株を購入するコストの減額とするべきとしている。この場合、プレミアムは負債とするのではなく、持分とすることになる(24 McDonald's)⁽¹⁴⁾。

以上のように、公開草案は、自社株で決済する義務であっても、負債となる場合があるとし、その際の識別規準として所有関係の確立という概念を持ち出していた。それに対するコメントでは、決済方法によって識別する現行の実務を支持する見解が多いものの、現金決済と株式決済の代替性を理由に改訂に賛成する見解もみられた。また、新たに取り入れられた所有関係の確立という概念に対して疑問視するコメントもあった。

ここでの議論は、討議資料が出された頃と比べると、持分を資産と負債の差額として定義するだけではなく、所有関係の確立という概念を通じて持分を独立に定義しようとしていることがうかがえる⁽¹⁵⁾。ただし、コメントにもあつたように、所有関係の確立という考え方には再考の余地があるであろう。

(3) 基準書150号

公開草案を受けて基準書150号（SFAS150）が公表されたが、負債と持分の識別方法自体は公開草案から変更されていない。すなわち、自社株を発行する義務であっても、負債とされる場合があるという会計基準は受け入れられたことになる。

ただし、注意すべきは、SFAS150では次のフェーズに持ち越された問題点が多いことである。例えば、負債の定義自体の変更是ここでは行われていない。公開草案の公表時には、個別の問題を扱った公開草案と概念フレームワークの

(14) 同様の見解として、29 Illinois CPA, 32 Intel, 36 UBSがある。

(15) 徳賀〔2003〕では、この考え方を、負債確定アプローチと資本確定アプローチの混合アプローチを呼んでいる。

改訂を扱った公開草案が別々に公表されていたが、後者の公開草案は最終基準とはならなかった（par. B16, B17）。

その他にも、次のフェーズに持ち越された問題として、以下のようなものがある。増加配当条項付きの優先株式は強制償還株式に実質的に近いという見方もあるが、負債ではなく持分のままとされた（par. B24）。同様の問題として、プッタブル株式や条件付きの償還株式の問題があるが、その検討は先送りされた（par. B25）。

IV 負債・持分識別問題に関する包括的な検討《第3期》

(1) Basic Ownership Approachを提案する理由

次のフェーズに持ち越された問題を解決するために、FASBは負債と持分の識別問題に関する包括的な検討を行うことになる⁽¹⁶⁾。そこでの検討の成果が、2007年に公表された予備的見解である。

予備的見解では、これまでの方針を転換し、Basic Ownership Approach（以下、BOAとする）の採用を提案している。BOAを採用すると、持分は普通株式と償還株式の一部に限定され、それ以外は負債とされる⁽¹⁷⁾。ここでは、予備的見解でBOAの採用を提案する理由をみることにしよう。

FASBがBOAを提案する理由は、形式的な論拠と実質的な論拠の2つに分けることができる。まず、形式的な論拠としては、①単純さ、②取引を構築する機会の減少、③現金決済と株式決済の同一視をあげることができる。

①の単純さは、負債と持分の識別ルールを簡素化することを意味し、最優先した事項ともいえる（par. 51）。これまでみてきたように、負債と持分を識別する規準はかなり複雑になってきている。そのため、予備的見解では、持分を普通株式と償還株式の一部とし、それ以外を負債とするというように、両者の

(16) この段階で（より具体的には2004年）、FASBは会計基準のコンバージェンスを目指して、IASBと共同で負債・持分識別問題に取り組むことを決定する。ただし、この問題は、FASBが先導する形で議論を行っているので、ここでもFASBの議論をみていくことにする。

(17) BOAの概要については、山田〔2008〕・山田〔2009〕を参照。

線引きをわかりやすくしている。

単純さを求めた副産物として、②取引の構築機会を減少させることができるようになる (par. 54)。これまでの決済方法で識別するルールでは、実質的には同じような取引であっても、決済方法を変えることにより異なる結果が得られる場合があった。そのため、取引を構築させる機会を与えていたが、予備的見解では、決済方法で識別することをやめて、取引を構築させないようにしている。具体的には、現金で決済する義務も株式で決済する義務も同じように負債とすることとされている。

このように現金決済の義務と株式決済の義務を同じように扱うのは、取引の構築をなくすためということだけではなく、③現金決済と株式決済が同一視されつつあることも理由と考えられる。市場で容易に取引できる株式で決済する場合には、現金で決済する場合とほとんど変わらないといえるであろう (par. 69)。

それでは、FASBがBOAを提案する実質的な論拠は何か。それは、企業の最終的なリスク負担者に焦点をあて、その負担者と持分とを関連付ける考え方にあると思われる。この考え方は、予備的見解ではっきりと書かれているわけではないが、BOAを説明したさまざまな箇所にみることができる。

まず、普通株式や償還株式の一部である基本持分証券の保有者は、エンティティーやその活動に内在する最終的なリスクを負担し、最終的なリターンが与えられる (par. 55)。それ以外の他の請求権者に支払われる金額は、基本持分証券に割り当てられる資産の持分を減少させるといえる (par. 58)。それゆえ、基本持分証券だけを持分として分類することにより、利用者は報告エンティティーの純資産に対する残余的な持分を減少させる請求権を容易に識別することができるとしている (par. 59)。要するに、最終的なリスク負担者に帰属する残余持分の重要性を強調し、それ以外の持分と区別している⁽¹⁸⁾。

(18) 利益についてはあまり触れていないが、残余持分以外の請求権の変動は、純利益を通じて残余持分に影響することになる。例えば、新株予約権が行使されて、新株が時価以下で発行された場合、既存の基本持分証券の保有者にとっての資産の持分は減少することになる (par. 68)。

(2) 持分と負債の定義

BOAでは、持分と負債の定義は次のようになされている。持分は、「破産・清算時にエンティティーの資産に対して最劣後で請求できる権利」と定義される (par. D8)。この定義は、現在のように、持分が資産と負債の差額とされるのではなく、独立の意味を持っている。

それに対して、負債は、「基本持分証券の保有者にとって配当として利用できる残余の純資産を減少させるような、エンティティーに対する請求権」(par. D10 a) と定義される。この負債の定義は、これまでのように資産を犠牲する義務というものではなく、基本持分証券に対して負の影響をもたらすものとなる (par. D11)。

(3) BOAに対するコメント

BOAに対する反応をコメント・レターからみることにしよう。ここでは、BOAにより財務報告が改善されると思うかという質問に対するコメントを取り上げることにする⁽¹⁹⁾。66件のコメントは以下の表4のようにまとめられる⁽²⁰⁾。

表4 BOAにより財務報告は改善されるか

改善されない (BOAに反対)	29件 (43.9%)
改善する (BOAに賛成)	16件 (24.2%)
不明	21件 (31.8%)

(19) 正確には、次のような質問を行っている。「BOAは財務報告における改善を意味すると思うか? 基礎となる考え方は明らかで適切であるか? BOAは予備的見解の金融商品の会計処理を著しく簡素化し、取引の構築を最小限にしているか?」(Question 1)

(20) 66件のコメントのうち、協同組合からのコメントが22件が多いことに注意しなければならない。BOAを採用した場合に、協同組合の出資者持分が持分となるか明確ではないというコメントが多かった。その結果、BOAに賛成か反対か不明なコメントが多くなっている。

FASBがまとめたコメント・レターの要約によれば、BOAに反対するコメントが大多数を占めたとされるが、表4からBOAを支持するコメントも一定数あることがわかる⁽²¹⁾。

BOAに反対する見解は、①わかりやすさを理由にして経済的な実質を犠牲にしている、②現行の概念フレームワークの再検討が必要となる、③負債があいまいとなる、④劣後の意味があいまい、⑤株価の変動が利益計算に含まれてしまうというように整理することができる。

①わかりやすさを論拠とする予備的見解に対して、取引の経済的な実質を犠牲にするという批判が多数なされている（14 AAA, 33 KPMG, 41 AcSEC, 44 PWC, 49 ISDA, 58 Credit Suisse）。そこでは、現金で決済される場合と株式で決済される場合における経済的な実質の違いが無視されてしまっていると考えているのであろう（16 FRA）。

②現行の概念フレームワークを再検討しなければならないことを理由に、BOAに反対するコメントも多い（13 ICAEW, 48 Microsoft, 62 IMA）。資産と負債の差額として従属的に持分を定義するアプローチから、持分を独立に定義するアプローチへと移行することで、構成要素の定義付けは少なからず影響を受けることになるであろう。

構成要素の定義付けに関連して、③負債があいまいとなるというコメントも出ている（13 ICAEW, 14 AAA, 16 Financial Reporting Advisors, 26 UBS, 41 AcSEC, 44 PWC）。これまででは、負債は資産やサービスを引き渡す義務と定義されていたわけであるが、BOAを採用することにより、これまで義務と考えられてこなかった項目も負債に含まれる。例えば、永久債や新株予約権などのように、現金の引き渡しがない項目まで負債とすることになる。そうした項目まで負債とすることには抵抗が強いのであろう。

(21) BOAを支持している見解は、以下の通りである。2 DeStefano, 4 Fitch, 5 North Carolina State Board of CPA Examiners, 6 ACLI, 19 ASBJ, 23 Unified Grocers, 28 NY CPA, 29 National Rural, 38 National Society, 40 National Rural, 46 Deloitte, 47 Grant Thornton, 56 EY, 57 World Bank, 61 AICPA PCPS, 66 ITAC。

④劣後の意味があいまいということも問題である（14 AAA, 33 KPMG）。BOAでは、清算時に最劣後の請求権を持分としているが、清算時に最劣後であっても、配当の分配は優先されるような請求権（混合株式）はどのように扱うのか難しいところである。また、清算を前提として最劣後の請求権を決める事にも批判がある（52 Illinois CPA, 65 Goldman）。

⑤株価の変動が利益計算に含まれてしまうというのは、自社株を対象としたコール・オプションを負債とすることに対する反論である（3 Hohenheim, 21 Florida Institute of CPA, 26 UBS, 32 Nortel Networks, 49 ISDA）。こうした反論の前提となっているのは、企業体の観点から利益計算をするべきであって、株主の富の増減とは区別すべきであるとする考え方であろう（8 Private Company Financial Reporting Committee, 12 Trott）。

それに対して、BOAに賛成する見解はどうであろうか。予備的見解の説明にもあったように、理解がしやすい、わかりやすいという意見が一定数みられる（4 Fitch, 6 ACLI, 28 NYCPA, 47 Grant Thornton）。また取引の構築をなくすということも同様にあげられている（4 Fitch）。

それ以外に、日本のASBJは、利益が所有主の観点から決定されることを明らかにしているという点で、BOAを好意的に評価している（19 ASBJ）。なお、このように所有主（残余持分の請求権者）の観点からの利益を強調している点は、先に触れた討議資料におけるDeloitteの見解と共通しているといえる。

ただし、Ernst & Youngは、エンティティーの観点をとる概念フレームワークプロジェクトの考え方とBOAは首尾一貫していないとしている（56 EY）⁽²²⁾。たしかに、企業体だけをみて、所有主をみないという意味でエンティティーの観点という言葉を用いているのであれば、BOAの考え方はエンティティーの観点と矛盾していると考えられる。その意味で、負債と持分の識別問題は、財務報告の目的や企業観など他の検討課題とも密接に関わってくるのであろう。

(22) EYは暫定的にBOAを支持しているが、特に概念フレームワークとの関係から、より時間かけた議論が必要としている。

V おわりに

本稿では、負債・持分識別問題に関するさまざまな考え方をとりあげ、それぞれの考え方が主張されるときの前提を明らかにすることを目的にしてきた。

負債・持分識別問題における議論は、まず現行の概念フレームワークを前提としたものと概念フレームワークを前提としていないものとにわけることができる。前者の例は、強制償還株式である。強制償還株式の扱いは、現行のフレームワークの解釈で対応できる問題ともいえる。それに対して、後者の例は、持分を独立に定義するかどうかといった問題やコール・オプションを持分とするか負債とするかという問題であった。これらの問題は、現行のフレームワークとは異質の考え方を前提とするものである。

提案されている基準案やそれに対するコメントからは、持分を単なる資産と負債の差額とみる考え方から独立の定義を与える考え方へと向かいつつあることがわかる。その理由は、わかりやすさや取引の構築をなくすこと、現金決済と株式決済の同一視できることというように、実務上の要請から出てきたものである。しかし、それと同時に、残余持分の重要性を指摘し、残余持分権者に帰属する利益を強調する見解が一貫して主張されてきたことも見逃すことはできない。

引用文献

- Clark and Kahn [1990], "Is it equity? Is it debt? Or is it both?" *Financial Executive*, Vol. 6, No. 6.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1985], *Statement of Financial Accounting Concepts* No. 6 (SFAC 6), Elements of Financial Statements.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1990], *Discussion Memorandum, Distinguishing between Liability and Equity Instruments with Characteristics of Both*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1993], *Letters of comment submitted in response to the FASB Discussion Memorandum, Distinguishing between Liability and Equity Instruments with Characteristics of Both*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2000a], *Exposure Draft, Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2000b], *Exposure Draft, an amendment*

of FASB Concepts Statement No. 6.

Financial Accounting Standards Board (FASB) [2003], *Statement of Financial Accounting Standards No. 150 (SFAS 150), Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity.*

Financial Accounting Standards Board (FASB) [2007], *Preliminary Views, Financial Instruments with Characteristics of Equity.*

Kimmel, Paul and Terry D. Warfield [1993], "Variation in Attributes of Redeemable Preferred Stock: Implications for Accounting Standards," *Accounting Horizons*, Vol. 7 No. 2.

Levine, Marc H. and Adrian P. Fitzsimons [1991], "Distinguishing Between Liability and Equity Instruments," *Journal of Corporate Accounting and Finance*, Vol. 2, No. 4.

Nair, R. D., Larry E. Rittenberg, and Jerry J. Weygandt [1990], "Accounting for Redeemable Preferred Stock: Unresolved Issues," *Accounting Horizons*, Vol. 4, No. 2.

Rosenfield, Paul [2006], *Contemporary Issues in Financial Reporting*, Routledge.

池田幸典 [2001] 「負債・持分の区分基準の展開とその理論的含意—FASB1990年討議資料を中心に—」『経済論叢』第168巻第3号。

上田幸則 [1994] 「FASBの負債概念と持分概念の検討方向」『同志社大学大学院商学論集』第29号。

桙田龍三 [1996] 「負債と持分の区分の会計問題—FASB『討議資料』(1990年)を中心に—」『日本文理大学商経学会誌』第15巻第1号。

桙田龍三 [2003] 「負債と資本との区分の会計問題」『会計』第163巻第2号。

徳賀芳弘 [2003] 「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」『企業会計』第55巻第7号。

山田純平 [2008] 「米国と欧州における負債・持分識別問題の動向とその問題点」『産業経理』第68巻第2号。

山田純平 [2009] 「負債・持分識別問題の新展開と資本会計」『会計』第175巻第3号。

山田純平 [2010] 「負債・持分識別問題の変遷とその論点(1)」『駒大経営研究』第41巻第3・4号。